

データ収集が子ども政策の要

株式会社日本総合研究所
調査部上席主任研究員 池本 美香

子どもに関する心配なデータの公表が相次いでいる。10月31日公表の文部科学省の統計によれば、2023年度に小中学校、高等学校および特別支援学校におけるいじめの認知件数は73万件を超え、前年度から7・4%増加した。いじめのうち重大事態（生命、心身または財産に重大な被害、もしくは相当な期間学校を欠席）の件数も1306件と42・1%の増加。いずれも過去最多となった。

同じ統計では小中学校の不登校児童生徒数が約35万人で、これも過去最多である。小中高校から報告のあった自殺した児童生徒数は397人。前年度の411人より減ったとはいえ、文科省も「極めて憂慮すべき状況」だとしている。

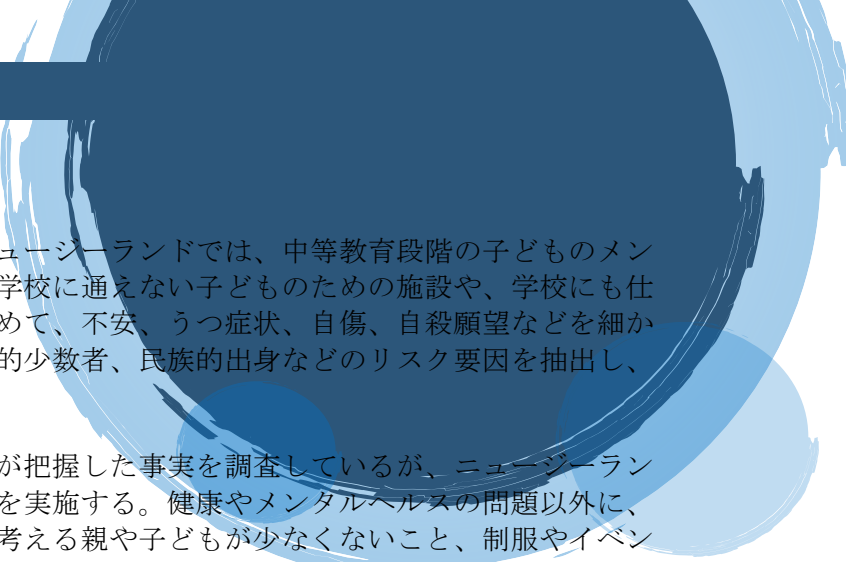
昨年12月公表の文科省の統計では、教員による体罰の被害を受けた児童生徒数が991人と、前年度より約2割増えていた。懲戒処分等を受けた教職員数も、暴言・罵倒などの不適切な指導による者が418人、児童生徒に対する性暴力等による者が119人と、いずれも前年度より多かった。

一方、今月5日公表の厚生労働省の統計では、今年6月までの出生数が前年同期比6・3%減の33万人弱にとどまり、24年の年間出生数は初の70万人割れとなる見通しになった。15年の出生数は100万人を超えていたので、ほぼ10年で3割以上の減少である。8日に東京都が公表した「とうきょうこどもアンケート」の結果では、「将来、子供を育てたいか」という設問に対して、「まだ分からない」ではなく「子供を育てたいとは思わない」を明確に選択した割合が、17歳の男性で11%、女性では19%を占めている。

このような統計データの収集は、効果的な政策の検討に不可欠である。国連子どもの権利委員会は03年に発出した文書（一般的意見5号）において、権利の実現のためには差別や格差を特定できる細分化された信頼のおけるデータを収集することが欠かせないとの考えを示した。データ収集は18歳に至るまでの子ども時代全体を含むものでなければならないこと、評価のために、子どもの権利条約が保障するあらゆる権利に関連した指標を開発することなどを求めている。

では日本の取り組みへの評価はどうだろうか。同委員会は19年、日本政府に対する総括所見で、こうしたデータ収集が不十分であると勧告した。条約の全ての分野で、年齢、性別、障害、地理的所在、民族的出身および社会経済的背景別に細分化されたデータ収集システムに改善すること、さらにそうしたデータを政策立案やプログラム策定のために活用するよう求めた。03年の文書は「子どもの権利が全面的に承認・実現されているかどうか示すことのできる立場にいるのは子どもたちだけである」とし、子どもへのインタビューも提案している。

確かに前述のいじめや体罰などのデータは、学校が把握したものを集計したに過ぎず、子どもの実態を十分に表してはいない。いじめや体罰が隠れたところで行われ、子どもが訴えることが難しければ、その事実はなかったことになってしまう。不登校も年間30日以上欠席者で、登校していても授業を受けていない不登校傾向の数は把握されていない。



例えば日本同様に子どもの自殺が多いニュージーランドでは、中等教育段階の子どものメンタルヘルス（心の健康）の状況について、学校に通えない子どものための施設や、学校にも仕事にもつながっていない子どもも対象に含めて、不安、うつ症状、自傷、自殺願望などを細かく調査していた。障害、LGBTなどの性的少数者、民族的出身などのリスク要因を抽出し、対策に生かそうとしている。

不登校の背景についても、日本では学校が把握した事実を調査しているが、ニュージーランドでは国が直接、子どもと親を対象に調査を実施する。健康やメンタルヘルスの問題以外に、子どもの将来にとって学校が重要でないと考える親や子どもが少なくないこと、制服やイベントの費用など経済的な障壁もあることが明らかになっている。

自殺や不登校の増加に対して、夏休み明けに「不安や悩みがあったら話してみよう」と呼びかけるだけではだめだ。子どもの実態を把握するデータ収集が、子ども政策の要である。

信濃毎日新聞 2024 年 11 月 17 日付「多思彩々」に掲載されたものをもとに作成